

自転車利用者のヘルメット着用努力義務化!

～4月1日から～

ヘルメット非着用時の致死率は着用時より
約3倍高くなります!

道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。ヘルメットを着用し大切な命を守りましょう。

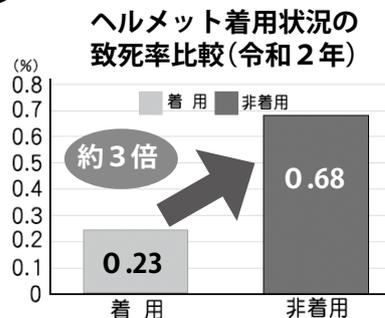
【道路交通法第63条の11】

① 自転車の運転者等の遵守事項

- (1) ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- (2) 他人を同乗させる場合は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

② 保護者の努力義務

児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



※令和3年交通安全白書資料による



問市民部総務課交通安全係 ☎055(237)5303

道路貨物運送事業者への支援

市民生活や経済活動に不可欠な物流を支える道路貨物運送事業者に対して、人や物の移動が活発化する時期における物流の円滑化と地域経済への影響を最小限に抑えるため支援金を支給します。

対象
(次のいずれも該当する事業者)

- 申請時点で、道路貨物運送業を市内で営んでおり、引き続き事業を継続する意思がある者
 - 市内に本社または営業所を有する法人または個人事業主
- ※その他、要件があります

対象車両

- 事業用かつ使用の本拠を市内としている車両で次のいずれかに該当する車両
- ①一般貨物自動車運送事業車両
 - ②特定貨物自動車運送事業車両
 - ③貨物軽自動車運送事業車両
- ※自動二輪車、小型特殊自動車、被けん引車、霊柩車を除く

支給額

- ①・② …… 一台 **5万円**
 - ③ …… 一台 **3万円**
- ※1事業者につき1回のみ

申請方法

5月31日(水)までに
申請書および必要書類一式を原則郵送にて送付
※なるべく特定記録などの郵便物の追跡ができる方法で申請してください

受付中です!
活用してください!!



詳しくは
下記ホームページから
ご確認ください▼



問い合わせ先
申請先

商工課
☎055-237-5695 [8:30~17:15(平日)]